

文化審議会国語分科会（第 59 回）議事録

平成 27 年 10 月 30 日（金）
10 時 00 分～11 時 25 分
文部科学省 3 F 2 特別会議室

〔出席者〕

（委員）岩澤分科会長，伊東副分科会長，井上，入部，沖森，尾崎，押木，神吉，
亀岡，川瀬，川端，迫田，笹原，佐藤（栄），関根，棚橋，戸田，納屋，
早川，松岡，やすみ各委員（計 21 名）

（文部科学省・文化庁）有松文化庁次長，岸本国語課長，竹田国語課長補佐，
小松日本語教育専門官，鈴木国語調査官，武田国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会（第 58 回）議事録（案）
- 2 「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針（中間報告）（案）
- 3－1 今期の日本語教育小委員会の検討について
- 3－2 地域における日本語教育の実施体制について（中間まとめ）概要
- 3－3 地域における日本語教育の実施体制について（中間まとめ）
- 3－4 日本語教育に関する調査の共通利用項目について（中間まとめ）概要
- 3－5 日本語教育に関する調査の共通利用項目について（中間まとめ）
- 4 平成 28 年度概算要求関係資料（文化庁における国語・日本語教育施策について）
- 5 文化審議会国語分科会の今後の審議スケジュール（案）

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿（第 15 期）
- 2 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）

〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 改定常用漢字表
- 漢字字体関係参考資料集 教科書体 字体・字形比較資料
- 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）
- 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）

〔経過概要〕

- 1 国語分科会（第 59 回）開催に当たり，有松文化庁次長から挨拶があった。
- 2 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 3 沖森漢字小委員会主査から，配布資料 2 について説明があり，質疑応答が行われた。
- 4 伊東副分科会長（日本語教育小委員会主査）から，配布資料 3－1 から 3－5 までについて説明があり，質疑応答が行われた。
- 5 事務局から，配布資料 4 について説明があり，質疑応答が行われた。
- 6 次回の国語分科会（第 60 回）について，平成 28 年 2 月 29 日（月）午前 10 時から開催すること，また，会場については，決まり次第事務局から連絡すること

が確認された。

7 両小委員会からの報告、質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○岩澤分科会長

開会に当たりまして、有松文化庁次長から御挨拶を頂きます。

○有松文化庁次長

おはようございます。文化庁次長の有松です。文化審議会国語分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。まず、委員の皆様方には、お忙しい中御出席いただきまして、また、国語施策及び日本語教育施策に日頃から御指導と御協力を賜っておりますこと、誠にありがとうございます。

今期は、漢字小委員会におきまして、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の策定に向けて、昨年度に引き続き審議を重ねてきていただいております。

また、日本語教育小委員会におきましては、平成25年2月におまとめいただきました、論点の整理におきまして挙げられた11の論点の中から、論点7の「日本語教育のボランティアについて」と論点8の「日本語教育に関する調査研究について」について、これも昨年度に引き続き御審議をいただいております、本年8月にそれぞれ中間まとめを行っていただいたところです。

本日は、この漢字と日本語教育の各小委員会のこれまでの御審議の状況について御報告いただきまして、年度末の報告の取りまとめに向けた御意見を頂戴したいと考えております。

さて、政府では、文化芸術の振興を図るために基本的な方針を定めております。その第4次基本方針が5月に閣議決定されました。2020年にはオリンピック・パラリンピック東京大会が開催されますが、この基本方針は2020年までを対象としておりまして、「文化芸術立国」を目指して様々な施策の基本的な方針が盛り込まれております。この中には、基本的な施策としまして「国語の正しい理解」や「日本語教育の普及及び充実」を掲げているほか、日本語教育の推進については重点施策としても取り上げられております。文化の基盤となるこれらの施策を、今後より一層充実していく必要があると考えております。

こちらの分科会では、こうした国語や日本語教育をめぐる様々な課題に対応するために、御審議いただく大変重要な場であると考えております。委員の皆様には、是非忌憚のない御意見を賜り、御審議いただくことを改めてお願い申し上げます、簡単ですが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岩澤分科会長

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと存じます。本日は、今期2回目の国語分科会ですので、漢字小委員会、日本語教育小委員会、それぞれの審議状況について経過報告をしていただき、その後、意見交換をしたいと考えております。

それでは、初めに漢字小委員会の審議状況について、漢字小委員会の主査である沖森委員に説明をお願いします。

○沖森委員

今期の漢字小委員会でのこれまでの議論について、少々お時間を頂いて御報告申し上げます。

これまでも国語分科会の中で御説明してきたとおり、漢字小委員会では、第12期

の国語分科会が取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)」が示す五つの柱の「2 常用漢字表の手当てについて」のうちの「(3)「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について」を取り上げて、前期から引き続き取り組んでまいりました。本日は、これまでの議論の中間報告として、配布資料2を御用意しております。

では、配布資料2を御覧いただきながら御説明申し上げたいと思います。「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針(中間報告)(案)」と表題にあります。この指針の正式なタイトルについては、もう少しシンプルなものにするという方向で、現在検討中です。

それでは、まず全体の構成について御説明申し上げます。目次を御覧いただきたいと思います。最初に漢字小委員会におけるこれまでの審議について、次に指針の見方及び使い方、そして中身に入りまして、「第1章 常用漢字表「(付)字体についての解説」の考え方について」、「第2章 明朝体と手書き(筆写)の楷書との関係について(具体例)」、「(付)1としまして、「漢字の字体・字形に関するQ&A」、「(付)2としまして、「字形比較表及び索引(見本)」、さらに、参考資料という構成です。

最終段階では、事項索引などが付くことになるかもしれませんが、おおむねこのような構成になるものと考えております。

続きまして、内容を簡単に御説明いたします。目次のすぐ後ろにある1ページ目「漢字小委員会におけるこれまでの審議について」ですが、これは今回の審議に至る経過やこれまでの審議状況を簡単にまとめたものです。

2ページの「指針の見方及び使い方」ですが、ここは字体・字形に関して具体的な疑問を持った方が、この指針を活用する上での注意点などを説明する部分です。特に、指針の中に示された手書き文字の字形が一例にすぎないということ、また、Q&Aを読めば指針の考え方の全体が大体つかめることなどが書いてあります。

続きまして3ページ以降ですが、本体に入ります。「第1章 常用漢字表「(付)字体についての解説」の考え方について」は、この指針全体の考え方を説明する部分です。さらに1節に当たる「1 当指針の基本的な考え方について」という部分では、最初にこの指針の趣旨が書かれてありますので、少し読み上げさせていただきます。「当指針は、情報化の進展に伴う情報機器の広範な普及が人々の漢字使用に及ぼす影響などに対応して改定された常用漢字表の「(付)字体についての解説」の内容に関して、より分かりやすく具体的に説明しようとするものである。近年、漢字の字形に関して、手書き文字(筆写ともいう。)と印刷文字(情報機器等の画面上に表示される文字を含む)との違いが理解されにくくなっていることや、文字の細部に必要以上の注意が向けられる傾向が生じていることを国語施策の課題として捉え、これらを改善し、一般の社会生活において、文字をより適切に、積極的に運用できるようにするための指針として活用されることを意図している。」とあり、ここがこの指針の内容を簡潔に示しているところです。

5ページ以降では、字体・字形についての考え方を説明してあります。「2 常用漢字表における字体・字形等の考え方について」というところです。ここが用語についての考え方を分かりやすく説明しているという部分です。

8ページ、「3 漢字の字体・字形に関して、社会で起きている問題について」というところで、「国語に関する世論調査」の結果やヒアリングの内容から、実際に社会で起きている問題について、まとめて紹介してあります。

12ページ、「4 当指針の対象について」では、指針の対象とする漢字の範囲と活用が期待される分野について書かれています。漢字の範囲は、飽くまでも常用漢字表の2,136字を対象としていますが、漢字の部分に同じような構成要素を持つ常

用漢字表の表外にある漢字についても同じように考えられる場合があるということを説明しています。また、活用が期待される分野としては、主に、教育関係者に基本的な知識として理解していただくこと、また、窓口業務などで参考にさせていただくことなどが挙げられています。

次に、14 ページ、「5 「漢字を手書きすることの重要性」との関係について」では、「改定常用漢字表」の答申が述べているその趣旨と関係付けて説明してあります。手書きという文化を守るという観点からも、この指針が参考にされることが期待されるところであります。

続いて、「第2章 明朝体と手書き（筆写）の楷書との関係について（具体例）」について御説明申し上げます。まず、最初に少し簡単な説明を付けて、そして中身に入っていきますが、「1 手書き（筆写）の楷書と明朝体の歴史について」、ここでは別々の発展を遂げてきた手書きの文字と印刷文字の歴史的経緯や、両者の表し方における習慣の違いについて説明してあります。

19 ページ、「2-1 明朝体のデザインについて」とありますが、ここからは常用漢字表の「（付）字体についての解説」の内容に沿って、その説明と具体例を加え、詳しく説明したところです。そして23 ページに「2-2 手書き文字のいろいろな書き方に明朝体のデザイン差と共通するところがあるもの」がありまして、26 ページに「3 明朝体に特徴的な表現の仕方があるもの」、以下、31 ページに「4 手書き（筆写）の楷書では、いろいろな書き方があるもの」と続いています。

この31 ページを御覧いただきますと、「（1）長短に関する例」として、「ア 複数の横画がある漢字における、横画の長短に関するもの」という例を示し、そして下には「上記を含め、同様に考えることができる漢字の例」と示してあります。下の段と上の段は同じものが並んでおりますが、下から上に幾つか取り上げて、具体例を手書き文字で示したということです。すなわち、左に「構成要素の例」としてあるような例に基づいて示したということです。この下の「上記を含め、同様に考えられる例」は、もちろん常用漢字表内でして、さらに上に示したものは、おおむね義務教育の間に習得される漢字の例ということです。

明朝体だけで例示されている漢字について、手書きの楷書の例が見たいという場合には、本日は見本の段階ですが、98 ページ以降に（付）2として、「常用漢字表」にある字の全ての例を挙げて、具体的な手書きの例を示しています。第2章は以上です。

これに続き、55 ページですが、（付）1として「漢字の字体・字形に関するQ&A」というものを付けてあります。第1章、第2章の説明はどうしても詳しく、そして堅苦しいので、もう少し手軽に読めるように、ここだけ読んでおけば指針の大体のことが分かるというように作成したのがこのQ&Aの部分です。

現在、69 問の問いと答えを用意しておりまして、内容についてはもう少し精査できると考えております。また、問いでは、直接取り上げていない漢字への応用の仕方や、指針の別の部分との関係の示し方などを工夫していく予定です。

69 問を御覧いただくのは非常に長いものですから、簡単に問いの一覧—もう少し全体が分かりやすいように94 ページから97 ページまで、その問いの趣旨及び質問をまとめて示してあります。この部分をどこに置くのが便利なのかについては、今後考えてまいりたいと思っております。

98 ページに（付）2として、「字形比較表及び索引（見本）」とありますが、（見本）と書いてあるのは、まだ一部であるということです。この99 ページから108 ページまでの表は、横に番号が付いているように1番から280番までということにして、280字について、こうした表を作成中であるということです。今後、作業を進めまして、2,136字を網羅する表を作っていきたいと考えております。

先ほど申し上げたように、「常用漢字表」の2,136字について、一番左側に常用漢字表の字体を示してあります。代表音訓、そして配当学年というのは学年別漢字配当表に基づくものです。そして、印刷文字の字形の例については、明朝体、ゴシック体、ユニバーサルデザインフォント、そして教科書体などの印刷文字を並べて示し、その字形の違いが比べられるようにしてあります。それとともに、主な手書きの字形の例を2、3字程度提示するというところで、作業を進めています。そして、第2章関連項目というところでは、それぞれ具体例として示された表の中でどこに位置付けられるのかということを示したものです。

手書き文字の示し方ですが、その字形が何か特別なものとして受け取られてしまうおそれがあります。それではこの指針の趣旨とは全く反対のことになってしまいますので、この部分で示す手書きの楷書は飽くまでも一例であるということ、そしてほかにも同じ漢字として認識される字形があるということが伝わるように、十分に配慮した見せ方を考えています。この表は11月の半ば頃には全体が整う予定です。その後、1字1字精査し、必要なところは書き足し、あるいは書き直したりして内容を煮詰めてまいりたいと思っております。

109ページ以降ですが、ここからは参考資料です。まず、「常用漢字表「(付)字体についての解説」」を再録します。116ページ「常用漢字表における用語について」では、この第1章の部分で述べられている用語を改めてまとめて記してあります。その後、124ページは「平成26年度「国語に関する世論調査」の結果(抜粋)」です。最終的な報告の段階では、このほか各種委員会名簿や審議過程などを入れる予定です。

以上、本日はこれまでの漢字小委員会の検討内容をまとめたものとして「中間報告(案)」をお示ししました。今後、今期終了まで更に精査し、この案をより良いものにしていきたいと思っております。

なお、先日の漢字小委員会の後の報道で、「漢字の「とめ」「はね」甘く見て」という見出しの新聞記事がありました。一言でまとめようとするとそのように捉えられてしまうところがあるのかもしれませんが、正確には「甘く」というのではなく、本来の手書き文字の在り方に基づくこうということであると考えています。やはり、読む人に配慮し、整った字をきちんと書くことは大切です。それをないがしろにしていいということではありません。

ただ、それとは別に、これまで本来は正誤とは関係のないところで文字の正しい、正しくないが判断されてきたという傾向がある点については、手書き文字の歴史に基づいて社会全体で考え直していくことが必要であろうというのが、今回の指針の趣旨です。今後、手書きの文字に触れる機会がますます減っていけば、印刷文字との習慣の違いなど、今以上に理解されなくなっていくおそれがあります。長く受け継がれてきた手書きの文化や漢字の字体や字形に関する考え方をできるだけ多くの方により一層理解していただけるように、今後も検討を進めてまいりたいと思えます。

以上、長くなりましたが、中間報告とさせていただきます。

○岩澤分科会長

では、ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等があればお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。かなり膨大な内容のものですが、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

○納屋委員

机上の資料に「教科書体 字体・字形比較資料」というのが置かれております。

このことについても御説明いただけると有り難く思います。

○武田国語調査官

机上に薄い緑色の冊子が置いてあります。こちらは今回の審議に当たって作成したもので、製本した形では今日初めてお見せいたしました。これまで漢字小委員会では議論の基礎的な資料として用いてきたものです。これは、現在使われている各社の教科書の教科書体、それから、戦後、学習指導要領の中に標準の字体というものが昭和52年に示されますが、それまでの間、各教科書会社がそれぞれに教科書体を作っていました。その間にどのような字体が用いられていたのかというものが後半の表になっています。2種類の表が入っています。

これを作成したのは、教科書体がこれまで広く教科書で使われてきて、それに基づいて、社会で生活していく方々の字形・字体に関する意識が培われてきたのではないかと、という考えが発端になっています。教科書体によって、手書きの仕方がこれまで守られてきたという部分がありますが、戦後のものを比べると、字によっては少し形の違うものがあります。

例を一つ取り上げたいと思います。これには戦後、昭和20年代から30年代に掛けての教科書12冊のものが並んでいます。149ページ952番の「女」という字を御覧ください。この「女」という字は、「く」「ノ」「一」と書きますが、「ノ」と「一」の部分が少し交わるような形で、小学校では教えられています。ところが、この頃の教科書を見ますと、「一」の上に出る形と出ない形と両方の形が見られます。

平成26年度の「国語に関する世論調査」でも、この「女」という字の正しい字形というものについての意識を調査しておりますが、社会の中で割れています。ある方たちは「ノ」と「一」の部分は出ない形が正しいと思っていられる。ある方たちは出る形が正しいと思っていられる。そういった状況が、実は潜在的に社会の中にあります。

こうした意識がどこで培われてきたかということ、一つには、この教科書体というものがあります。文部科学省ではこの教科書体として上がっている字形が全てではないと述べています。指導する以外の字形においても、それは必ずしも誤りではないということが書かれております。しかし、世の中では、どちらが適切かというような意識が広まっていて、こうした意識はこういった教科書体から培われてきている可能性があるのではないかと、ということに基づいて、こうした資料を作成しました。

○岩澤分科会長

それでは、ほかに先ほどの説明に対して御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。（→挙手なし。）

では次に、日本語教育小委員会の審議状況につきまして、同小委員会の主査である伊東副分科会長に説明をお願いします。

○伊東副分科会長

今期の日本語教育小委員会の審議状況について御報告させていただきます。資料は、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5です。お手元に御用意いただきたく思います。

まず、配布資料3-1ですが、文化庁では、外国人の定住化傾向を受け、平成19年に文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し、地域における日本語教育の役割分担や体制整備、連携・協力の在り方や内容・方法について検討してまいりました。

特に、日本語教育の内容・方法については、順次、計画的に検討を行ってきており、この国語分科会でも御審議いただき、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」や「教材例集」などを取りまとめてまいりました。

その後、日本語教育について検討すべきことを改めて整理するため、平成 24 年 5 月 28 日に日本語教育小委員会の下に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置いたしました。

そのワーキンググループで、日本語教育を推進する意義などについて、改めて基本的な考え方を整理してまいりました。その上で、日本語教育を推進するに当たっての主な論点を 11 の項目に整理し、白枠の部分になりますが、平成 25 年 2 月に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」を取りまとめてまいりました。

机上の資料で申しますと、この薄い冊子が、平成 25 年 2 月、ワーキンググループが作成した「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」というものです。先回の会議でお配りした水色のパンフレットは、その概要としてコンパクトにまとまっているものですが、今日は御用意しておりません。もしまだお手元にございましたら、それも御参照いただけたらと思います。

それでは、配布資料 3-1 にお戻りいただきたいと思っております。一つ目の矢印が付いておりますが、その下の部分になります。

平成 25 年度は、先ほどお示しした 11 の論点に関し、日本語教育小委員会で何をどう検討していくかということ整理するために、同報告について、自治体の日本語教育の担当者や大学教員など、広く日本語教育関係者の意見やデータを収集し、それらを整理しました。その結果として、「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を平成 26 年 1 月に取りまとめました。それがこちらの机上の紫色の冊子になります。これも会議資料としてお手元に御用意させていただいております。この報告は、11 の論点に対する意見やデータを整理したものであり、いわば資料集のようなものになっております。

134 ページの「おわりに」の部分に、収集、整理した意見やデータなどを基に、今後の方向性について示しております。長いので、論点 7 「日本語教育のボランティアについて」及び論点 8 「日本語教育に関する調査研究の体制について」に関連するポイントを配布資料 3-1 の上から三つ目の「○」と、四つ目の「○」の部分に載せています。その部分ですが、論点 7 について、「地域における日本語教育についての意見が多く、地域における日本語教育はボランティアが大きな役割を担っており、自治体における日本語教育の体制について検証が重要で、どのような方策が考えられるか検討が必要」とまとめております。また、論点 8 について、「外国人の日本語学習ニーズや日本語学習環境などの詳細なデータ収集・整理が必要といった意見があり、調査研究を関係機関等とどのように連携協力しながら進めるか検討した上で実施することが適切」と、このような提言を平成 25 年度にさせていただいております。

論点 7 の地域の日本語教育の体制については、今、正に現場で苦勞されている方々がおられるところであり、その方々を支援する意味において、真っ先に検討すべき論点であると考えました。また、論点 8 については、独立行政法人国立国語研究所が大学共同利用機関法人人間文化研究機構に移管され、学術機関に移行したことにより、この国立国語研究所がこれまで担ってきた日本語教育施策に必要な科学的な調査研究をどのように進めていくのか、具体的な検討が早急に求められていると判断し、この二つの論点から検討することとしたものであります。

それでは、二つ目の矢印の下の部分に移りたいと思っております。昨年度から、ボランティアと調査研究の 2 点について検討してきており、今期は 4 月 17 日を皮切りに 7 月 30 日まで、5 回の日本語教育小委員会を開催しました。8 月 27 日付けで二つの中間

まとめをまとめました。その中間まとめがお手元の配布資料3-3,そして3-5です。表紙に資料番号を提示しておりますが、これがまとめ資料と御理解ください。

この配布資料3-3,「地域における日本語教育の実施体制について 中間まとめ 一論点7 日本語教育のボランティアについて」ですが、これは、日本語教育のボランティアを含めた地域の日本語教育の実施体制についての考え方や日本語教育体制の構築事例,どうやってその体制を作ってきたかといった事例及びそのポイントについてまとめたものです。お配りしております配布資料3-2,中間まとめの概要で御説明させていただきます。

最初の章では、「はじめに」として検討の経緯を整理しております。平成25年2月にまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」においては、地域の日本語教育において、ボランティアが大きな役割を担っている状況をどのように捉えるのか,実際の取組は一体どうなっているのか,まずは自治体における日本語教育の体制について具体的に検証することが重要であり,さらに,どのような方策が考えられるか検討が必要ということが言われております。

これを受けて,文化庁では昨年度,都道府県・政令指定都市に対する書面調査や地方公共団体,関係機関,団体等に対して民間事業者に委託して実際に調査員が出向きヒアリングを実施いたしました。これらの調査やヒアリングの結果を踏まえて,昨年度から今年度に掛けて,日本語教育ボランティアを含めた地域の日本語教育の実施体制についての考え方や,日本語教育体制の構築事例及びそのポイントについて検討を行ってまいりました。

二つ目の章においては,外国人の受入れ施策の状況を整理しております。入管法が1990年に改正されて以来,外国人の数は2倍以上に増加しております。それに合わせて,日本語学習者も増えております。また,2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて,「外国人が言葉の壁を越え,地域で活躍するための日本語教育の充実」に取り組むこととなっていること,そして,日本語教育は外国人のためだけでなく,地域社会のニーズにも応えるものとなっていることなどを記載しております。

さて,三つ目から四つ目の章では,現状と課題を整理した上で,日本語教育の実施体制の考え方について市区町村,都道府県,文化庁,それぞれに対して提言を行っております。

地域における日本語教育の現状と課題につきましては,自治体設置の日本語教室は,市区町村単位で見えますと,全体のわずか1割しか行っておりません。民間を含めて域内に日本語教室がある市区町村は,約3割ということが分かりました。

また,自治体を実施する日本語教室では,日本語指導を行っている方の約90%がボランティアであるという状況があり,ボランティアに依存しているという実態が浮き彫りにされています。それらの教室の多くでは,人材の確保,養成が課題として挙げられております。高齢化しているということもありますし,担い手を今後,どう養成していくかということが課題として挙げられているということもあります。

このような現状や課題を踏まえますと,地域における日本語教室の実施体制の考え方としては,まず市区町村については,外国人にとって最も身近な行政機関であることから,市区町村の自治体において日本語学習環境を整えることが求められると考えております。

また,日本語教育の実施に当たっては,外国人のニーズの把握,どのようなことを求めているかの把握や,地域住民の理解を得ることが重要であること,そして,指導者等の高齢化が課題となっていることから,ボランティアや指導者などの,人材の育成が必要になってきていること,そして,様々な機関との連携を図っていくことによる日本語教育の充実,そして,そのための方策を実施,検討していただくことが必要

であると考えております。以上が市区町村に対する提言です。

では、都道府県に対してですが、都道府県については、市区町村と協力して、域内の日本語教育のニーズの把握に努めるとともに、市区町村に対しては、人材を育成したり、必要に応じて財政支援、予算面での支援をしたりすることなどを求めています。

さて、文化庁に対しては、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業について、日本語教室が開設されていない市区町村の取組を促すような制度にすべきであり、新たに日本語教育に取り組む市区町村に対し、日本語教育のノウハウを伝えるいわゆるアドバイザーを派遣するなど、新たな支援の枠組みを設けることを提言しています。

さらに、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業については、各地域で自立的に日本語教育活動を継続できるような仕組みを検討すべきである、といったことなども提言しております。

五つ目の章では、日本語教育の実施体制のポイントとして、日本語教育の実施体制をどのように作っていくのかといった点で、外国人とつながる、学習機会を作る、そして、活動範囲やネットワークを広げるという三つのキーワードに六つのポイントを挙げて、それぞれについて、地域での具体的な取組事例を紹介しております。「つながる」、「作る」、「広げる」、この三つのキーワードです。

ポイントの一つ目は、日本語教室が外国人とつながって日本語学習につなげるということになります。例えば外国人コミュニティーのキーパーソンを捕まえて、日本語教室が外国人とつながっていく取組や、外国人が働く企業に働き掛けて日本語教室を紹介したり、一緒に教室を実施したりする取組を紹介しています。

二つ目は、日本語教室が様々な団体と連携・協力して、日本語学習の機会を作ることです。例えば日本語教室だけでなく、もし近隣に大学があるならば、大学のリソースを活用して日本語教育プログラムを作成したり、教材開発や様々なイベントとしてのシンポジウムの開催を実施したりしている例もあります。また、行政と日本語教育の専門家集団でもある日本語学校が連携し、例えば行政が、日本語学校に委託して日本語教室を実施するとか、人材育成を行うといったこともあります。連携先としては、このほか、NPO法人や任意団体などの事例も掲載しております。

三つ目は、日本語教室が様々な団体と連携し、日本語教育だけでなく、地域社会との接点を作ることです。日本語教室が保健所とつながり、母子保健に関するセミナーを開催したり、市の防災課と連携して、地域の防災訓練に外国人を参加させ、防災に必要な日本語を教えるなど、日本語教室が外国人にとって地域社会との接点になる取組を紹介しております。

四つ目は、日本語教室が様々な団体と連携し、日本語教育だけでなく、社会生活におけるニーズに対応するという点です。外国人のニーズに応える取組や、逆に地域社会が外国人に求めることなどについて、役所や医療機関などと協力している取組を紹介しております。例えば、慣れない土地での子育ては不安が付いて回ると思います。それで保健師や保育士などを巻き込んで、子育て方法を教えながら、同時に日本語を教えたり、赤十字社と連携して、災害講座を実施したりするなどの取組を掲載しております。

五つ目からは「広がる」がキーワードとなっております。この「広がる」というキーワードには、複数の市区町村の連携や広域行政の協力支援の下、日本語教育を実施するという点を挙げています。複数の市や町が連携して、予算を負担し合いながら、日本語教育に取り組んでいる事例や、県の国際交流協会が市町村などと連携した取組などを紹介しております。複数の自治体や団体が連携することによって、日本語教育をより幅の広いものとして、そして、有効なものとして広げていく取組と御理解いた

だければと思います。

六つ目は、日本語教育の取組を広げるため、日本語教育コーディネーターなどの人材を確保、配置するということです。地域の日本語教育において大きな課題となっているのが、人材の確保です。人材がないので、その確保が課題となっております。指導者やボランティアの養成の事例やコーディネーターを配置した取組などを紹介しております。

最後にまとめとして、収集した事例については広く周知することとし、更に継続的な情報収集に努めることが重要であること、この中間まとめにつきましては、都道府県等へ意見照会を行い、それらの意見を踏まえ、更に小委員会で検討することとして締めくくっております。ここまでが論点7です。

次に論点8に話題を移したいと思っております。論点8「日本語教育の調査研究の体制について」検討し、そのまとめを行ってまいりました。

日本語教育に関する調査の共通利用項目について御説明いたします。こちらも中間まとめの概要で説明させていただきますので、配布資料3-4を御覧ください。

一つ目の章、検討の経緯ですが、平成25年2月にまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」においては、論点8「日本語教育の調査研究の体制について」では、文化庁を中心として政策的に必要な調査研究を中長期的に実施することの必要性が記載されております。

この論点8の課題を受けまして、日本語教育施策を進める上で最も重要であり、基本的な情報である、外国人の日本語に対するニーズや日本語学習の実態を把握するため、地方公共団体との連携・協力による調査体制の在り方について、昨年度から検討を行ってまいりました。

二つ目の章では、外国人の日本語に対するニーズや学習状況を把握するための調査の共通利用項目の作成の意義などについて記載しております。外国人の日本語に対するニーズや学習状況を把握するための調査を国において実施しようとした場合、調査対象となる外国人、実際は日本国籍を有していても日本語ができない人もいますが、そういった方々も含めて、外国人がどこに住んでいるかを把握することが非常に難しく、また、全国的な調査となると膨大な予算が必要となることなど、様々な要因によって実施が困難な状況があります。

一方で、地方公共団体などでは、独自に外国人に対する日本語に関する調査を行っているところがあります。しかしながら、それらを利用することを考えた場合、それぞれの自治体において調査項目が異なっております。そのような点から、そのまま全国的な傾向の把握を行うとなると非常に難しい状況です。そこで、様々な調査項目により調査が行われておりますが、地方公共団体の調査項目の共通化を図ることにより、全国的な傾向の把握などが行えるよう、日本語教育に関する調査の共通利用項目を作成してはどうかという御提案です。

三つ目の章では、実際の調査項目を挙げております。今回の調査の共通利用項目の作成に当たっては、都道府県や政令指定都市などで実施されている調査の項目を参考に、汎用性などの観点を踏まえて作成してまいりました。また、共通利用項目が活用された場合の効果としては、文化庁においては、定期的に都道府県等が実施する調査について、情報収集、分析、整理を行い、日本語教育の企画立案に役立てることとしております。

今回、共通利用項目として、大きく分けると三つの項目で質問を設定しております。まず「1」ですが、外国人の属性に関する項目です。性別、年齢、出身国、日本の在留年数、仕事などについての質問として7問です。二つ目のまとめは、日本語学習についての項目となります。これまでの日本語学習経験、日本語学習方法、日本語を学んでいない理由は何なのかということも含めて、9問から構成しております。そし

て、三つ目の質問群は、日本語能力に関する項目です。日本語がどのくらいできるかということについて、2問で聞いております。全部で18問の共通利用項目から構成されております。そのうち、※が付いた部分は補足的な質問となっております。

実際の質問内容は、本文の4ページから10ページに記載しております。また、日本語能力については、補足質問として生活上の行為に位置付けた質問を参考として、14ページから17ページに記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

最後の4章がまとめです。日本語教育に関する調査の共通利用項目を活用していただくことは、今後増加するであろう、外国人の日本語教育に関するニーズを把握する上で非常に重要であると考えております。多くの自治体が参加できるような環境整備に努めていく必要があり、この中間まとめにつきましては、都道府県等へ意見照会を行い、それらの意見を踏まえ、更に小委員会で検討していくこととして締めくくっております。以上が論点8の中間まとめの概要です。

今回まとめました二つの中間まとめにつきましては、既に各都道府県及び政令指定都市に意見照会をしております、その回答が集まってきております。それらの意見を、これからの日本語教育小委員会で検討させていただきたいと思っております。そして、今回の中間まとめに関係各所からの意見等を加えるなどして、本年度中に最終的なまとめとする予定です。

以上、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況についての説明を終わらせていただきます。

○岩澤分科会長

ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等があればお願いします。いかがでしょうか。

○松岡委員

これに関してというか、これに関わることとしてですが、今、外国人が増加傾向にあるというのは地域的な偏りがあると思います。例えば岩手県では、ILC（International Linear Collider：国際リニアコライダー）という物理実験の機関を誘致しようという県単位の動きがあったり、それに付随して、定住外国人を色々な労働場所で働かせようということがあったりしますが、受け入れる社会の側の調査を、文化庁として、これから展開していくことはないのでしょうか。

ここで語られている調査というのは、外国人に対して日本語が必要ですかとか、勉強したいですかということですが、これがなぜ必要かということ、受け入れる社会の方が多言語対応が難しいという事情もあるからだと思います。外国人が多様になってきている中で、受け入れる社会側が、外国人を受け入れたときにどういう言語対応をしようとしているのかということころは重要な点だと思います。その辺りについて、文化庁としてはどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○岸本国語課長

日本語教育小委員会でも御紹介をしましたが、「国語に関する世論調査」で、日本語教育に関する調査を、数年おきですが経過を見るためにこれまで数回実施しております。外国人にどの程度の日本語能力を求めるかということですか、そのために、どういった日本語教育の機会を設ければいいのかということに関して、今年の9月に発表しております。漢字小委員会に所属されている委員については既に小委員会でお配りしており、本日は日本語教育小委員会に所属されている方にしかお配りしていませんが、平成26年度の冊子を机上にお配りしております。その中に調査結果が載っております。そういった形で、今後も継続的に、社会の意識というものについては調査

をしていきたいと考えております。

○松岡委員

もう一点。一般の社会の方というだけではなくて、例えば都道府県、市町村の受け入れている機関の方たちに対して、調査をなさる予定はありませんか。

○岸本国語課長

後ほど御説明をいたしますが、都道府県、政令指定都市の日本語教育、外国人共生担当、々いろいろな名称があると思いますが、そういった担当者の方々との間で、情報共有、それから意見交換をするための会議を、来年度、設置しようと準備をしております。

試行的に、昨年も全国4ブロックで実施をしておりますが、現状、いろいろな地域の状況があるということで、それぞれの地域によって、いろいろな意識の濃淡、違いがあります。外国人が多いところ、そんなにいないところ、いるとしても、どういう外国人が多いのか、ニューカマーの方なのか、古くからいらっしゃる方が多い地域なのか、いろいろあります。それぞればら付きはありますが、いろいろな状況について、あるいはそうした外国人に対して、どういった施策が必要であるかということについての意識も、かなり多様なものがあると、承知をしております。この取組については、来年度、新たな会議ということで正式に設置をいたしまして、継続的に意見交換をしていきたいと考えております。

○岩澤分科会長

よろしいでしょうか。それでは、ほかに何か御質問、御意見等ございますでしょうか。特にございませんか。（→挙手なし。）

それでは、次に参りたいと思います。その他の案件としまして、平成28年度概算要求の状況及び今後の審議スケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○竹田国語課長補佐

それでは、事務局から来年度概算要求の関係について説明を申し上げます。お配りしております配布資料4を御覧ください。

1ページですが、来年度の概算要求の概要を1枚の紙に整理しております。全体といたしましては、2億7,470万から28年度は2億7,187万となり、若干減っておりますが、ほぼ同じ水準を要求しております。中身ですが、国語施策の充実に関しては、この中で「危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業」について、若干減っております。あと、「外国人に対する日本語教育の推進」に関しましては、若干増加をしている状況です。

この中身ですが、次のページです。「国語施策の充実」ですが、上の方、「審議会における検討」。これは審議会関係の経費です。下に「具体的な事業の実施」として、国語施策関係の事業を説明しております。

まず一番左端の列です。「調査及び調査研究」、こちらは「国語に関する世論調査」の経費です。

その隣の「国語問題研究協議会の開催」、これは東西2か所で毎年実施しております、国語問題研究協議会の開催のための経費です。

右側の列に移りまして、「危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業」です。こちらは予算としては若干減っておりますが、事業の柱立てとしては変更ありません。一つ目、「○危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究」としまして、危機的な状況にある言語・方言に関する調査研究を広く周知し、研究協議を行うと

いった経費です。二つ目、「○アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業」です。こちらにも調査研究の結果を踏まえ、今年度からアーカイブ作成の支援を行っているもので、来年度も引き続き、その経費を積んでおります。三つ目、「○被災地における方言の活性化支援」です。東日本大震災による被災の関係で、危機的な状況にある方言について、その保存・継承を行うための教材作成やシンポジウムなどの取組の支援です。こちらは経費として少し減っておりますが、内容的、技術的な修正です。委託事業の件数や、経費の積み上げなどを見直して、予算を若干縮小しているということです。

一番下です。「国語施策情報システムの更新」。こちらは紙媒体でしか現存しないような資料の電子化、公開を進めるといったものです。さらに、文化庁全体のシステムの移行の関係に合わせて、動画サイトの調整等を行うための経費として、来年度につきましては 200 万円を積んでおります。以上が「国語施策の充実」に関する概算要求の概要です。

続きまして、5 ページを御覧ください。「外国人に対する日本語教育の推進」です。こちらにも上に「審議会における検討」とありますが、審議会における検討の結果を踏まえて、様々な事業を実施するため要求をしております。

下の行ですが、「具体的な事業の実施」のところ、まず一番左の列の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」です。予算としては 1 億 5,000 万程度ですが、国語課の予算の中で一番大きな事業です。一つ目「○地域日本語教育実践プログラム」について、「標準的なカリキュラム案」を活用した取組です。プログラム A と言ってありますが、「標準的なカリキュラム案」に準拠をした地域の日本語教育の取組を支援する事業です。続いて、「地域支援の活用・連携による総合的取組」です。こちらは地域の文化活動、市民活動等に外国人の参加を促すような取組、地域の連携体制の構築・強化を支援するといった取組で、プログラム B という言い方をしております。この二つの取組が、地域日本語教育実践プログラムです。

その下、「○地域日本語教育スタートアッププログラム」として、来年度、新規に要求をしております。こちらは、先ほど日本語教育小委員会からの報告でもありましたが、日本語教育のノウハウを有していない自治体に対して、アドバイザーの派遣を行ったり、人材育成の支援を実施したりするといったものです。そうしたプログラムを新規に立ち上げるため、新しく要求しております。

三つ目、「○地域日本語教育コーディネーター研修」ですが、一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成や実施に必要な連携・調整に携わっておられる方を対象にした研修を、引き続き実施したいということです。

真ん中の列、「条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育」です。条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策としての日本語教育を委託して実施するというものです。これに加えて、今年度から実施しておりますが、日本語の読み書き能力の維持・向上のために、通信教材の開発等を実施しております。来年度も引き続き継続をしたいと考えております。

その下、「日本語教育に関する調査及び調査研究」です。こちらは、まず「○日本語教育に関する実態調査」としまして、本日もお配りしておりますが、日本語教育の実施機関・施設の数などを把握する調査を、引き続き実施するというものです。その下、「日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究」です。こちらは日本語教育小委員会の 11 の論点の検討結果を踏まえた日本語教育を推進する調査研究を実施するための予算として、経費を計上しております。

一番右側の列、「日本語教育研究協議会等の開催」です。まず一つ目、「○日本語教育研究協議会」です。これは「標準的なカリキュラム案」等を相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックの活用などに関して、東京と大阪で協議会を開催する

というものです。二つ目、「〇都道府県・市区町村等の日本語教育担当者研修」です。地域における日本語教育に係る施策等の企画立案能力の育成・向上を目的とした研修を実施するものです。三つ目、「〇都道府県政令指定都市日本語教育推進会議」は、先ほども少し説明がありましたが、新規としまして、今後の連携の在り方の議論を行うために、都道府県、政令指定都市の担当で構成する会議を開催するための経費を新たに計上しております。

その下、「省庁連携日本語教育基盤整備事業」として、まず「〇日本語教育コンテンツの共有化推進事業」です。こちらは日本語教育に関する教材等のコンテンツを共有して、インターネットを通じて、横断的に利用できるようなシステムである、「NEWS」と呼んでおりますが、こちらの運用のための経費です。その下「〇日本語教育推進会議」です。こちらは関係府省及び関係機関による会議を開催いたしまして、日本語教育に関する情報の共有化を図るといった経費です。

以上が来年度の概算要求の概要です。

引き続き、文化審議会国語分科会における審議スケジュールです。配布資料5を御覧ください。本日開催をしております第2回国語分科会において、各小委員会からの報告を頂きました。各小委員会において更に審議を進めまして、平成28年2月29日10時から、第3回国語分科会の開催を予定しております。こちらで各小委員会からの報告を受け、文化審議会総会への報告案の御審議等をいただく予定です。その結果を踏まえて、平成28年3月、文化審議会の総会が予定されております。事務局からの説明は以上です。

〇岩澤分科会長

ただ今の文化庁の説明につきまして、何か御質問、御意見等があれば、お願いします。

〇尾崎委員

一つ、お伺いをします。来年度の概算要求、参考資料の9ページに、「日本語教育に関する調査及び調査研究」ということで800万の概算要求金額が出ています。大きく二つの項目がありますが、下の方、「日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究」ということで、想定される主な課題として三つの例が挙がっています。この500万円の概算要求でどういう調査をなさるのか。想定されると書かれていますが、今の段階で、何か具体的な計画等がおありでしょうか。この点をお伺いします。

〇岸本国語課長

この「日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究」は、先ほど伊東主査から御報告いただきました、11の論点に関する必要な調査を進めていきたいというものです。今年度は人材養成についての調査を実施していますが、この中に書いてある「日本語教育施策の効果の検証及び検証に基づく改善策等に関する調査研究」を進めてはどうかと考えております。この点に関しましても、今後の日本語教育小委員会でのいろいろと御意見を頂きながら考えていきたいと思っております。

〇戸田委員

配布資料4の5ページです。「外国人に対する日本語教育の推進」の予算の中の、「条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育」の記述の中で、課題が、日本語の読み書き能力の維持・向上のため、通信による教材を開発するとあります。漢字学習というのは難民教育だけではなく、地域の外国人にとって、非漢字系学習者の大きな課題だと思います。文化庁として、非漢字系学習者、特にその地域に在住する外国

人のための教材開発など、この先、何かお考えがありますでしょうか。

○岸本国語課長

この通信教材ですが、日本に受入れをした難民の方が、定住先の自治体で、簡単に日本語教室に通うことができないような状況が生じており、そのため開発を進めているものです。ミャンマーから受入れをした難民の方のために作っておりますが、当面はその方たちの母語及び英語で書いてあるものを想定して作っておりますのでミャンマーから来た難民の方以外で、日本語教室に通えないような事情を抱えていらっしゃる外国人の定住者の方々にも使っていただけるようなシステムができればと思っております。

まずはミャンマー難民の方のために作っておりますが、可能であれば、どんどんほかの方にも利用していただけるような形で展開していきたいと考えております。

○岩澤分科会長

ほかに御質問、御意見等ございますか。（→ 挙手なし。）

それでは恐縮ですが、私から1点。新規に、「地域日本語教育スタートアッププログラム」を始められるというのは大変結構だと思います。域内に日本語教室がある市町村が3分の1しかないというのを聞いただけで、大変な状況だということがよく分かります。

先ほどの伊東主査の御報告の中に、秋田の大仙・仙北広域圏日本語教室と鹿児島国際交流協会の例がありました。いわゆる市町村単位でなくて、生活圏で考えれば、もう少し取組が進むのではないかと。生活圏で日本語教室の取組をしているというのは、非常に示唆に富んでいるかなという感じを持ちました。

実際に、この「地域日本語教育スタートアッププログラム」をやることで、現在の3分の1を、どのくらい改善するのかという数値目標をお持ちなのかどうかということ伺いたいと思います。

○小松日本語教育専門官

実際に予算上計上しているのは、初年度は11か所、5年で55か所程度を想定しております。今現在、日本語学習を学びたくても学べない対象者は50万人ぐらいいるのではないかと想定しています。11か所で実施しても、現実的には数%しか埋まらないと認識しております。

これは飽くまでもモデル事業として、先導的な取組として実施していただき、その効果を普及し、その波及効果によって広げていくということを考えております。したがって、現段階で具体的な数値目標を持っているということではありません。

○岩澤分科会長

是非頑張ってくださいと思います。

ほかには特段ございませんでしょうか。御質問、御意見がなければ進行をしたいと思っております。（→ 挙手なし。）

それでは、特段ないようですので、本日の議題は以上でございます。

ほかに何か取り上げるべきことがあれば、委員の皆様からお願いいたします。特にございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

特にないようであれば、本日の協議につきましては、ここまでといたします。これで第59回の文化審議会国語分科会を終了いたします。ありがとうございました。